

○箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例施行規則

平成30年3月27日

規則第11号

改正 令和4年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例（平成30年箕面市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(生活環境に影響を及ぼすおそれのある周辺住民の範囲)

第2条 条例第2条第7項第2号の規則で定める範囲は、特定太陽光発電設備から生じる太陽の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲とする。

(規則で定める構造要件)

第3条 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める構造要件は、屋根及び周囲に壁を有するものとする。ただし、屋根及び壁が帆布等の簡易な構造であるもの並びにコンテナを用いたものを除く。

(道路標識等に附属して設置される太陽光発電設備)

第4条 条例第6条第1項第2号ただし書の規則で定める太陽光発電設備は、道路標識、案内板、照明、観測機器その他これらに類する機械及び工作物等に電気を供給する目的で一体となって設置される太陽光発電設備であって、その面積が1.5平方メートル未満のものとする。

(許可等の申請等)

第5条 条例第7条の規定による許可の申請又は第9条第1項の規定による変更の許可の申請は、特定太陽光発電設備設置事業許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 現況カラー写真（周辺部を含む。）及び写真撮影位置図
- 三 現況平面図
- 四 配置図（土地利用計画図）
- 五 平面図、立面図及び断面図（特定太陽光発電設備の構造、仕様等を示すものを含む。）

- 六 外構計画平面図（植栽計画を含む。）
 - 七 条例第8条第1項第1号に規定する要件に適合することを示す計画書（シミュレーション図を含む。）
 - 八 周辺住民全員分の第7条第1項に規定する特定設置事業協定書（この条において単に「協定書」という。）
 - 九 特定設置事業に係る事業区域に隣接する土地の範囲を示す図書
 - 十 第2条に規定する範囲を示す図書
 - 十一 事業区域及び周辺住民の土地、建築物等の権利関係を証する書面（作成後3月以内のものに限る。）
 - 十二 事業区域及び周辺住民の土地の地籍図の写し（作成後3月以内のものに限る。）
 - 十三 条例第6条第1項第1号ただし書の規定により特定設置事業を行う場合にあつては、同号ただし書に規定する建築物であることを示す事業計画書
 - 十四 第3条に規定する構造要件を満たすことを確認する場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し、同法第7条第5項に規定する検査済証の写しその他の当該建築物が同法に適合していることが確認できる図書
 - 十五 その他市長が必要と認める図書
- 3 前項第8号の規定にかかわらず、周辺住民との協定書を添付することができないときは、周辺住民と締結した協定書及び協定書を締結できなかった周辺住民と交渉した経過等を記載した書面を第1項の申請に添付することができる。この場合において、箕面市地域建設行為審査会で当該書面の内容を調査及び審議の上、市長が特に認めるときは、当該書面に係る周辺住民との協定書の添付を要しないこととする。
 - 4 市長は、第1項の申請があつたときは、許可又は不許可を決定し、特定太陽光発電設備設置事業許可・不許可通知書（様式第2号）により当該申請をした設置者に通知するものとする。
 - 5 前項の規定により許可を受けた者は、当該特定設置事業に着手したときは、速やかに特定設置事業着手届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。
（特定太陽光発電設備を遮蔽する公共の場所の範囲）
- 第6条 条例第8条第1項第1号の規則で定める範囲の距離は、事業区域からおおむね100メートル以内であつてがけ地、河川、山林、池等当該事業区域の周辺の地形を考慮して条例第10条第1項の規定による協議において市長が定めるものとする。

(特定設置事業協定書)

第7条 条例第8条第1項第2号の特定設置事業協定書は、次に掲げる事項を記載したものであるとする。

- 一 特定設置事業の場所及びその概要
- 二 特定設置事業の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 三 周辺住民に配布し、又は説明に用いた資料
- 四 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の特定設置事業協定書は、周辺住民の署名又は記名押印のあるものとする。

(軽微な変更)

第8条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 設計者、工事施工者又は工事監理者の変更
- 二 特定設置事業の着手又は完了の予定年月日の変更

2 条例第9条第2項に規定する届出は、特定設置事業軽微変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

(事前協議)

第9条 条例第10条第1項の規定による協議は、特定設置事業事前協議書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の特定設置事業事前協議書には、第5条第2項各号(第8号、第11号及び第12号を除く。)に掲げる図書を添付しなければならない。

(完了等の届出等)

第10条 条例第11条第1項の規定による完了又は中止の届出は、特定設置事業完了・中止届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 前項の届出には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 第5条第2項各号(第2号、第3号、第8号、第11号及び第12号を除く。)に掲げる図書
- 二 設置した特定太陽光発電設備のカラー写真(周辺部を含む。)及び写真撮影位置図

3 条例第11条第2項の規定による完了の確認の通知は、特定設置事業完了確認通知書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第8号)によるものとする。

(公表)

第12条 条例第15条第1項の規定による公表は、箕面市公告式条例（昭和35年箕面市条例第6号）の規定による掲示場への掲示、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(箕面市都市景観条例施行規則の一部改正)

2 箕面市都市景観条例施行規則（平成19年箕面市規則第67号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第12号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。